

## 京都 SDGs パートナー制度に関する Q&A

登録申請前や登録申請時にご参照下さい。

### I. 京都 SDGs パートナー制度について

Q1-1 どのような趣旨や目的をもった制度なのですか？

(回答)

SDGs や CO2ゼロの達成には、より多くの主体がパートナーシップで取り組むことが重要です。本制度はすでに取り組まれていること、これからチャレンジしていくことを宣言し、「見える化」することにより、取組の深化や活動の連携を促すものです。多様でより多くの実践者が京都の SDGs パートナーとして、活躍できる環境づくりを目指しています。

Q1-2 京都 SDGs パートナー制度の登録証は、SDGs の取組内容やその効果、登録者の事業内容、登録者自身を保証するものですか？

(回答)

京都 SDGs パートナー制度の登録証は、これまでに SDGs に関して取り組まれていること、これからチャレンジしていくことを内外に向けて「宣言」するため、申請いただいた内容を、「見える化」するものです。

そのため、第三者に対して、SDGs の取組内容やその効果、登録者の事業内容、登録者自身を保証するものではありません。

Q1-3 京都 SDGs パートナー制度を運用する「京都超 SDGs コンソーシアム」はどのような組織なのですか？

(回答)

SDGs 先進都市である京都市をフィールドに産学公が連携し、SDGs の達成に向けてともに考え、行動し、発信する「京都産学公 SDGs プロジェクト」(2019年発足)を推進し、SDGs の社会実装を目指すために、企業・大学・行政によって組織された共同体(コンソーシアム)です。活動内容は、web サイトをご覧ください。

<https://eco.kyoto-u.ac.jp/sdgs/kyoto-times/>

#### Q1-4 制度への登録申請の期間は、決まっていますか？

(回答)

京都 SDGs パートナー制度の web サイトからいつでも登録を申請できます。

なお、申請後、事務局での内容確認や場合によっては問合せが必要な場合があるため、申請状況にもよりますが、登録までは、1~2 カ月程度を見込んでいます。

<https://eco.kyoto-u.ac.jp/sdgs/kyoto-times/partnership/>

## 2. 申請について

#### Q2-1 これから SDGs に取り組むことを考えていますが、申請できますか？

(回答)

すでに取り組まれている方々だけではなく、これからチャレンジしていく方々も申請できます。なお、登録後に「SDGsの達成に資する活動について、実態がない」場合など、登録が取消しになる場合もありますので、ご注意ください。

#### Q2-2 申請や更新時に費用はかかりますか？

(回答)

申請時に、京都市内にある拠点名で申請された場合は、無料です。

京都市内に拠点が無い場合や、京都市内に拠点があるが、市外拠点名で申請された場合は 10,000 円 (税込) が必要です。登録内容確定後に、事務局から振込方法に関するご案内メールをお送りします。

#### Q2-3 京都市内に事業所 (本社・支店・営業所・工場等) がありませんが、申請できますか？

(回答)

京都市内の事業所の有無は、申請の要件ではありません。京都府下、関西一円、全国の事業所であれば一律で 10,000 円 (税込) はかかりますが、申請することができます。

#### Q2-4 京都市内に複数の事業所があります。複数の事業所をまとめて申請できますか？

(回答)

事業所ごとに、具体的な取組が異なると考えておりますので、事業所ごとに申請願います。複数の事業所をまとめて申請する場合は、統一的に取組を実施し、複数事業所に事務局からの連絡が確実に伝達できるようにしてください。

### Q2-5 申請から登録まで、どれくらいの日数がかかりますか？

(回答)

事務局(京都 SDGs パートナー制度担当)で、申請フォームへの入力内容及び添付ファイル(チェックリスト)の内容を確認します。場合によっては、事務局から確認のための問合せをすることもあります。申請状況によりませんが、登録まで1~2カ月程度を見込んでいます。

### Q2-6 電子申請以外の申請方法はありますか？

(回答)

環境負荷低減や事務処理の正確性・効率化を考慮し、電子申請のみとしています。

### Q2-7 登録された場合の連絡はありますか？

(回答)

申請フォームに記載されているメールアドレスに連絡します。登録証の電子データも同時に送付します。

## 3. 申請フォームの入力について

### Q3-1 なぜ申請フォーム入力前に下書き用のファイルを作成するのですか？

(回答)

申請フォームは、web画面上で9ページにわたっており、入力に不備があると、次のページに進めません。そのため、事前に下書き用のファイルに必要な事項を全て入力しておく、ほとんどは、下書き用ファイルからコピー&ペーストすればよく、スムーズに入力できます。

### Q3-2 職員・従業員数は、どの範囲までを書けばよいですか？

(回答)

職員・従業員の正規・非正規に関係なく、具体的な取組に関係するすべての職員・従業員の数を書いてください。

### Q3-3 2030年のSDGs達成に向けた目指す姿と運営・事業方針には、何を書けばよいですか？

(回答)

チェックリストに記載した内容を踏まえて、社是やCSR方針等を参考に長期的な視点を加えて、目指している姿や、それを実現するための考えを自由に書いてください。

Q3-4 重点的な取組は、経済・社会・環境の三側面の全てについて、記載しないといけませんか？

(回答)

重点的な取組は、経済・社会・環境の三側面の全てについて記載が必要です。

チェックリストは経済・社会・環境に分類分けしてありますので、チェックリストを見直してみると、記載すべき取組が出てくるはずです。

Q3-5 「文化や地域活動に関する重点的な取組」が必須となっていますが、何を書けばよいですか？

(回答)

SDGs 未来都市に採択された各都市で、パートナー制度が広がっていますが、経済・社会・環境の三側面のみに着目したものがほとんどです。京都 SDGsパートナー制度では、SDGs という国際的な目標に、京都らしさを加え、独自性や地域性のある取組を推奨したいと考えています。

Q3-6 登録要件は、全て記載しなければ申請できませんか？

(回答)

京都 SDGs パートナー制度の趣旨をふまえて、登録要件の項目は、全て記載することが必要です。記載できない場合は、登録の要件を満たしていないことになります。

## 4. チェックリストの使い方について

Q4-1 リストの全ての項目について、チェックしなければ申請できませんか？

(回答)

チェックリストは、これまでの取組、今後の取組を考えるためのツールです。SDGs とは無関係と思っていた取組も、チェック項目を読むと、SDGs に関係していることがわかることもあります。ぜひ積極的にご活用ください。

## 5. 登録のメリットについて

### Q5-1 登録することによるメリットは何ですか？

(回答)

本制度に登録することで、京都SDGsパートナー登録証(電子データ)が発行されるほか、「きょうと SDGs ネットワーク」(※)の共通の以下のようなメリットが受けられます。「きょうと SDGs ネットワーク」を構成する各種制度とは連携しており、各種制度への申請・登録の重複は支障ありません。

#### 【きょうとSDGsネットワークの共通メリット】

- ・SDGs・CO2ゼロ達成へ積極的に取り組む主体として、事業者等名を京都市のホームページで公表
- ・オリジナルロゴマークの使用が可能
- ・SDGs を学べるセミナー、シンポジウム、交流会、研究会など、多様な団体が連携する場への参加
- ・京都市の一定金額以上の契約※における持続可能な社会構築に係る文書提出の免除  
※予定価格 4 億円以上の工事請負、8 千万円以上の物品等調達

(※)「きょうと SDGs ネットワーク」

オール京都で SDGs を強かに推進するためのネットワークです。京都で SDGs の推進や社会課題の解決、地域の持続的な発展に貢献する事業者等を推奨するための制度を体系化し、公と民の連携により取組を推進していきます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000295638.html>

### Q5-2 登録証はコピーして使えますか？

(回答)

登録証は、A4 サイズの電子データとして、送付します。各自でコピー(紙に出力)し、貼り出すなど、ご自由にお使い下さい。登録証は、出来る限り web サイトに掲載して広報してください。(京都SDGsパートナーを紹介する際のリンク先として活用します。)

## 6. 登録後の手続きなどについて

### Q6-1 登録の変更が必要なのは、どのような場合ですか？

(回答)

事業者名、所在地、代表者名、代表電話番号、HP の URL、メールアドレスに変更があった場合は、web サイトの「9.その他の手続き」の変更フォームから速やかに届け出てください。

### Q6-2 登録を辞退したい場合は、どうすればよいですか？

(回答)

辞退する場合は、web サイトの「9. その他の手続き」の辞退フォームから(辞退の)手続きをしてください。

### Q6-3 登録を取り消されるのはどのような場合ですか？

(回答)

以下の項目のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されます。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したと認める場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、宣言・実践事業者等として適当でないと認める場合

なお、取消しを行った場合は、当該取消しを受けた事業者等に対し、通知します。

(発行元)

京都超 SDGs コンソーシアム

(問合せ先・事務局)

京都 SDGs パートナー制度担当(京都市総合企画局総合政策室内)

TEL:075-222-3379

e-mail:[sdgs@city.kyoto.lg.jp](mailto:sdgs@city.kyoto.lg.jp)